

福島第二原子力発電所
保安に関する組織及び職務について

令和 3 年 1 月
東京電力ホールディングス株式会社

目 次

1.	はじめに	- 1 -
2.	基本的な考え方	- 1 -
3.	保安に関する組織及び職務	- 2 -
3.1.	運転中における保安に関する組織及び職務	- 2 -
3.2.	廃止措置段階における保安に関する組織及び職務	- 7 -

1. はじめに

本資料は、福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第3章「保安管理体制」のうち、第4条「保安に関する組織」及び第5条「保安に関する職務」の規定内容について説明する。

2. 基本的な考え方

福島第二原子力発電所においては1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉すべてにおいて廃止措置計画認可申請（令和2年5月29日付原管発官R2第43号，原管発官R2第44号，原管発官R2第45号及び原管発官R2第46号）を実施しており，今回申請する保安規定は当該認可申請を受けた後に施行するため，保安規定第4条「保安に関する組織」及び第5条「保安に関する職務」にて規定する保安管理体制を変更する。

廃止措置に伴う変更として，組織の最適化を図るため，廃止措置に関わる新たな業務を行うグループを新設するとともに，従来の業務を行うグループを統廃合することで，保安管理体制を整備する。

(福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定)

(保安に関する職務)

第5条

保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。
- (2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。
- (3) 福島第二原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。
- (4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。
- (5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う。
- (6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び施設管理に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。
- (7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。
- (8) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。
- (9) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。
- (10) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。
- (11) 廃棄物対策グループは、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。
- (12) 輸送技術グループは、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。

(福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定)

(続き)

2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。
- (1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。
 - (2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。
 - (3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。
 - (4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。
 - (5) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。
 - (6) 安全総括グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。
 - (7) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。
 - (8) 原子炉安全グループは、原子力安全の総括及び原子力技術の総括に関する業務を行う。
 - (9) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。
 - (10) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。
 - (11) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線・化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。
 - (12) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。
 - (13) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。
 - (14) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。
 - (15) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。
 - (16) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保全作業の管理に関する業務を行う。
 - (17) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。
 - (18) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。

(福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定)

(続き)

- (19) 保全総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。
- (20) 機械第一グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (21) 機械第二グループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (22) 電気機器第一グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務（電気機器第二グループ所管業務を除く。）を行う。
- (23) 電気機器第二グループは、原子炉施設のうち電源設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (24) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (25) 環境施設グループは、廃棄物処理設備及びサイトバンカの施設管理に関する業務を行う。
- (26) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。
- (27) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物に係る施設管理及び原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。
- (28) 改良工事プロジェクトグループは、原子炉施設のうち大型の改良工事に関する業務を行う。
- (29) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (30) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (31) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。

(福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定)

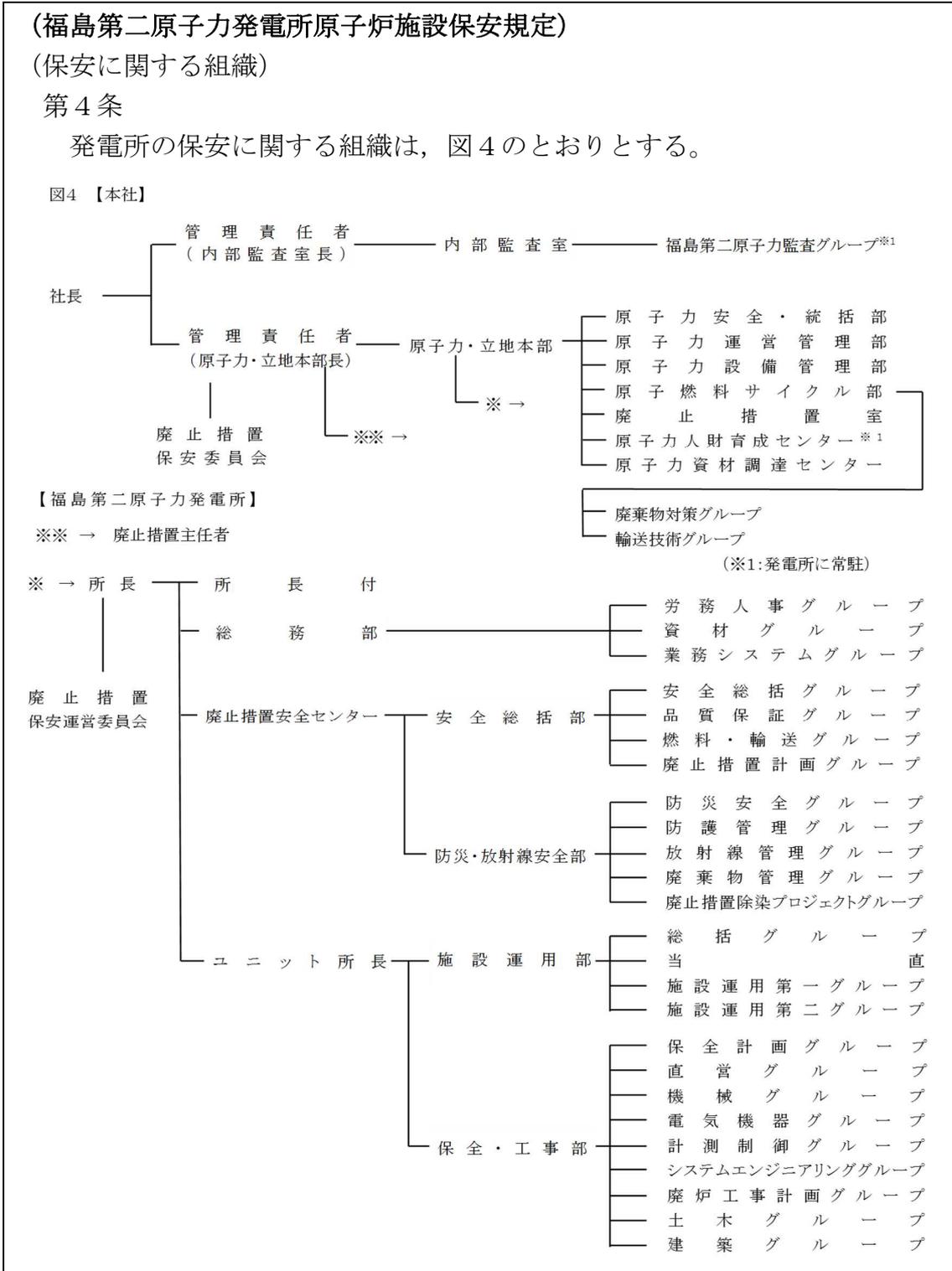
(続き)

3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。

- (1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び防災・放射線安全部の業務を統括管理する。
- (3) ユニット所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、運転管理部及び保全部の業務を統括管理する。
- (4) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (5) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長及びグループマネージャー相当の職位を含む。）は、グループ員（当直員及び所長付要員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。
- (6) グループ員（当直員及び所長付要員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。

3.2. 廃止措置段階における保安に関する組織及び職務

保安規定第4条「保安に関する組織」及び保安規定第5条「保安に関する職務」については以下のとおりとしている。



(福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定)

(保安に関する職務)

第5条

保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。
- (2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。
- (3) 福島第二原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。
- (4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、廃止措置室、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。
- (5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う。
- (6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び施設管理に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。
- (7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。
- (8) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。
- (9) 廃止措置室は、廃止措置の総括に関する業務を行う。
- (10) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。
- (11) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。
- (12) 廃棄物対策グループは、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。
- (13) 輸送技術グループは、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。

(福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定)

(続き)

2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。
 - (1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には廃止措置主任者の意見を尊重する。
 - (2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。
 - (3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。
 - (4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。
 - (5) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。
 - (6) 安全総括グループは、事業者検査、原子力安全及び原子力技術の総括に関する業務を行う。
 - (7) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。
 - (8) 燃料・輸送グループは、燃料の管理に関する業務を行う。
 - (9) 廃止措置計画グループは、廃止措置の計画及び実施の総括に関する業務を行う。
 - (10) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。
 - (11) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。
 - (12) 放射線管理グループは、放射線管理及び環境放射能測定に関する業務を行う。
 - (13) 廃棄物管理グループは、化学管理、放射性廃棄物管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理に関する業務を行う。
 - (14) 廃止措置除染プロジェクトグループは、汚染状況の調査及び除染の計画策定、管理に関する業務を行う。

(福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定*)

(続き)

- (15) 総括グループは、原子炉施設の施設運用の総括に関する業務を行う。
- (16) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務及び燃料取扱いに関する業務を行う。
- (17) 施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務を行う。
- (18) 施設運用第二グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務(施設運用第一グループ所管業務を除く。)、並びに原子炉施設の運転に係る業務の支援に関する業務を行う。
- (19) 保全計画グループは、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。
- (20) 直営グループは、原子炉施設の施設管理(直営)に関する業務を行う。
- (21) 機械グループは、原子炉施設のうち機械設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。
- (22) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。
- (23) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。
- (24) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。
- (25) 廃炉工事計画グループは、廃炉工事計画及び安全対策工事・廃棄物処理設備等の工事計画に関する業務を行う。
- (26) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (27) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。
- (28) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。

※:(15) 総括グループ、(17) 施設運用第一グループ及び(18) 施設運用第二グループの職務の記載については、別紙1のとおり。

(福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定)

(続き)

3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。

- (1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長，原子力資材調達センター所長及び廃止措置室長を含む。）は，原子力・立地本部長を補佐し，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (2) 廃止措置安全センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，安全総括部及び防災・放射線安全部の業務を統括管理する。
- (3) ユニット所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，施設運用部及び保全・工事部の業務を統括管理する。
- (4) 発電所各部長は，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (5) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい，当直長及びグループマネージャー相当の職位を含む。）は，グループ員（当直員及び所長付要員を含む。）を指示・指導し，所管する業務を遂行するとともに，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育並びに記録及び報告を行う。
- (6) グループ員（当直員及び所長付要員を含む。）は，GMの指示・指導に従い，業務を遂行する。

(1) 本社組織の変更について

本社組織においては，廃止措置に関わる新たな業務として主に廃止措置に係る全体総括，廃止措置に係る対外対応を実施する箇所として，原子力・立地本部内に廃止措置室を新設する。廃止措置室の職務は，廃止措置の総括に関する業務を行うことである。

廃止措置に伴う本社組織及びその職務の移行について，第1表に示す。

(2) 発電所組織の変更について

発電所組織については，1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉すべてが廃止措置段階へと移行することから，現行保安規定における原子力安全センター，運転管理部及び保全部をそれぞれ廃止措置安全センター，施設運用部及び保全・工事部とし，廃止措置段階における組織であることを明確にする。

各部内における変更は以下のとおり。また，廃止措置に伴う発電所組織及びその職務の移行について，第2表に示す。

a. 安全総括部

発電所組織のうち，安全総括部内の変更については以下のとおり。

主に事業者検査の総括（検査実施部門への支援等），原子力安全に関わる技術取りまとめ窓口を実施する箇所として，安全総括グループを配置する。安全総括グループの職務は，事業者検査，原子力安全及び原子力技術の総括に関する業務を行うことであり，現行保安規定における2グループの職務（安全総括グループの職務の全部及び原子炉安全グループの職務の全部）を引き継ぐ。

現行保安規定において運転管理部内に設置している燃料グループについて，安全総括部内に燃料・輸送グループとして配置する。燃料・輸送グループの職務は，燃料の管理に関する業務を行うことであり，現行保安規定における燃料グループの職務の全部を引き継ぐ。

廃止措置に関わる新たな業務のうち，主に発電所における廃止措置の計画及び実施の総括，対外対応（立地地域への説明）支援を実施する箇所として，廃止措置計画グループを新設する。廃止措置計画グループの職務は，廃止措置の計画及び実施の総括に関する業務を行うことである。

b. 防災・放射線安全部

発電所組織のうち、防災・放射線安全部内の変更については以下のとおり。

放射線管理を一元的に実施する箇所として、放射線管理グループを配置する。放射線管理グループの職務は、放射線管理及び環境放射能測定に関する業務を行うことであり、現行保安規定における2グループの職務（放射線安全グループの職務の全部及び放射線・化学管理グループの職務の一部）を引き継ぐ。

放射性液体・気体・固体廃棄物を含む廃棄物管理を一元的に実施する箇所として、廃棄物管理グループを配置する。廃棄物管理グループの職務は、化学管理、放射性廃棄物管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理に関する業務を行うことであり、現行保安規定における2グループの職務（放射線・化学管理グループの職務の一部及び環境グループの職務の全部）を引き継ぐほか、新たに追加する放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する業務を行う。

廃止措置に関わる新たな業務のうち、主に汚染状況の調査に係る現場対応、汚染の除去に係る計画策定・管理（作業主管箇所への支援等）を実施する箇所として、廃止措置除染プロジェクトグループを新設する。廃止措置除染プロジェクトグループの職務は、汚染状況の調査及び除染の計画策定、管理に関する業務を行うことである。

c. 施設運用部

発電所組織のうち、施設運用部内の変更については以下のとおり。

主に施設運用部の予算管理、委託管理を実施する箇所として、総括グループを配置する。総括グループの職務は、原子炉施設の施設運用の総括に関する業務を行うことであり、現行保安規定における発電グループの職務の一部を引き継ぐ。

主に1～4号炉に係る運転管理に関するマニュアル作成及び作業許可票の審査等を実施する箇所として、施設運用第一グループを配置する。施設運用第一グループの職務は、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務を行うことであり、現行保安規定における2グループの職務（発電グループの職務の一部及び作業管理グループの職務の全部）を引き継ぐ。

現行保安規定において運転管理部内に配置している運転評価グループの職務は、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行うことであり、主にプラントデータの収集及び分析、トラブル対応を実施している。廃止措置段階においては、このうちトラブル対応に加え、主に廃棄物処理施設等に係る運転管理に関するマニュアル作成及び作業許可票の審査等を実施する箇所として、施設運用第二グループとして配置する。施設運用第二グループの職務は、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務（施設運用第一グループ所管業務を除く。）、並びに原子炉施設の運転に係る業務の支援に関する業務を行うことであり、現行保安規定における2グループの職務（発電グループの職務の一部及び運転評価グループの職務の一部）を引き継ぐ（引き継がない一部の職務については廃止措置段階への移行に伴い削除する。）。

d. 保全・工事部

発電所組織のうち、保全・工事部内の変更については以下のとおり。

主に原子炉施設の施設管理の総括、電子通信設備の運用を実施する箇所として、保全計画グループを配置する。保全計画グループの職務は、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行うことであり、現行保安規定における保全総括グループの職務の一部を引き継ぐ。

主に直営作業の実施計画、プログラム作成、実施管理を実施する箇所として、直営グループを配置する。直営グループの職務は、原子炉施設の施設管理（直営）に関する業務を行うことであり、現行保安規定における保全総括グループの職務の一部を引き継ぐ。

機械設備の施設管理を一元的に実施する箇所として、機械グループを配置する。機械グループの職務は、原子炉施設のうち機械設備（廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。）に係る施設管理に関する業務を行うことであり、現行保安規定における3グループの職務（機械第一グループの職務の全部、機械第二グループの職務の全部及び環境施設グループの職務の一部）を引き継ぐ。

電気設備の施設管理を一元的に実施する箇所として、電気機器グループを配置する。電気機器グループの職務は、原子炉施設のうち電気設備（廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。）に係る施設管理に関する業務を行うことであり、現行保安規定における3グループの職務（電気機器第一グループの職務の全部、電気機器第二グループの職務の全部及び環境施設グループの職務の一部）を引き継ぐ。

計測制御設備の施設管理を一元的に実施する箇所として、計測制御グループを配置する。計測制御グループの職務は、原子炉施設のうち計

測制御設備（廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。）に係る施設管理に関する業務を行うことであり，現行保安規定における2グループの職務（計測制御グループの職務の全部及び環境施設グループの職務の一部）を引き継ぐ。

現行保安規定において保全部内に配置している原子炉プロジェクトグループの職務は，原子炉内部構造物に係る施設管理及び原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行うことであり，廃止措置段階への移行に伴い削除する。

現行保安規定において保全部内に配置している改良工事プロジェクトグループの職務は，原子炉施設のうち大型の改良工事に関する業務を行うことであり，主に大型の改良工事に伴う設計検討，工事計画・管理，安全対策の検討及び工事計画を実施している。廃止措置段階においては，このうち安全対策の検討及び工事計画に加え，廃止措置に関わる新たな業務のうち，主に解体撤去工事計画，廃棄物処理設備等の工事計画を実施する箇所として，廃炉工事計画グループとして配置する。廃炉工事計画グループの職務は，廃炉工事計画及び安全対策工事・廃棄物処理設備等の工事計画に関する業務を行うことであり，現行保安規定における改良工事プロジェクトグループの職務の一部を引き継ぐ（引き継がない一部の職務については廃止措置段階への移行に伴い削除する。）。

以 上

第1表 廃止措置に伴う本社組織及びその職務の移行について（1 / 2）

運転中（変更前）	廃止措置段階（変更後）
<p>（1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p>	<p>（1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p>
<p>（2）内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p>	<p>（2）（変更なし）</p>
<p>（3）福島第二原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p>	<p>（3）（変更なし）</p>
<p>（4）原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p>	<p>（4）原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、廃止措置室、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p>

○：廃止措置に伴い新たに追加される業務

第1表 廃止措置に伴う本社組織及びその職務の移行について（2 / 2）

運転中（変更前）	廃止措置段階（変更後）
<p>（5）原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う。</p>	<p>（5）（変更なし）</p>
<p>（6）原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び施設管理に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。</p>	<p>（6）（変更なし）</p>
<p>（7）原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p>	<p>（7）（変更なし）</p>
<p>（8）原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p>	<p>（8）（変更なし）</p>
	<p>（9）廃止措置室は、廃止措置の総括に関する業務を行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○廃止措置に係る全体総括 ○廃止措置に係る対外対応 等</p> </div>
<p>（9）原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p>	<p>（10）（変更なし）</p>
<p>（10）原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p>	<p>（11）（変更なし）</p>
<p>（11）廃棄物対策グループは、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。</p>	<p>（12）（変更なし）</p>
<p>（12）輸送技術グループは、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</p>	<p>（13）（変更なし）</p>

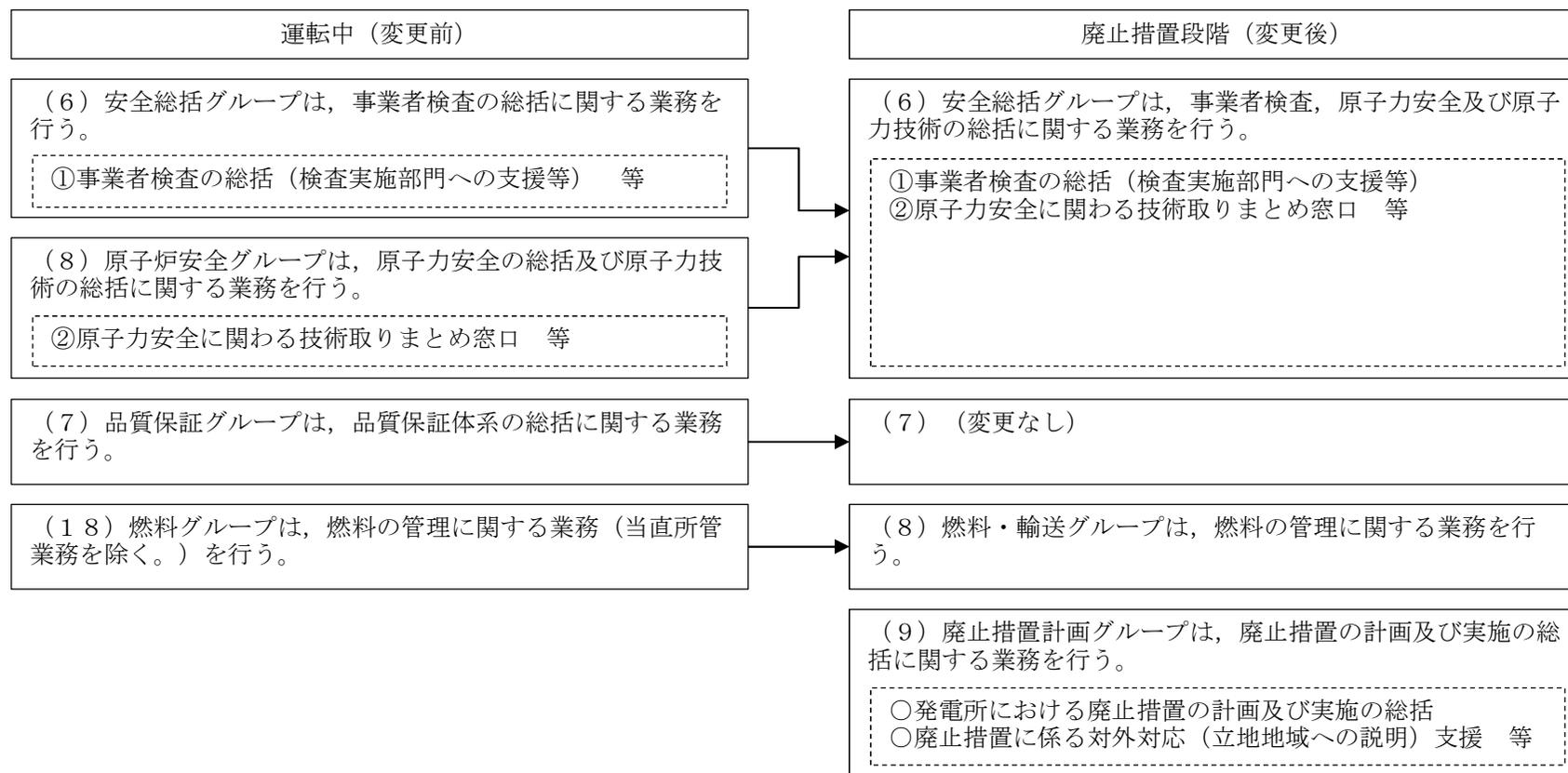
○：廃止措置に伴い新たに追加される業務

第2表 廃止措置に伴う発電所組織及びその職務の移行について（1 / 7）

運転中（変更前）	廃止措置段階（変更後）
(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。	(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には廃止措置主任者の意見を尊重する。
(2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。	(2) (変更なし)
(3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。	(3) (変更なし)
(4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。	(4) (変更なし)
(5) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。	(5) (変更なし)

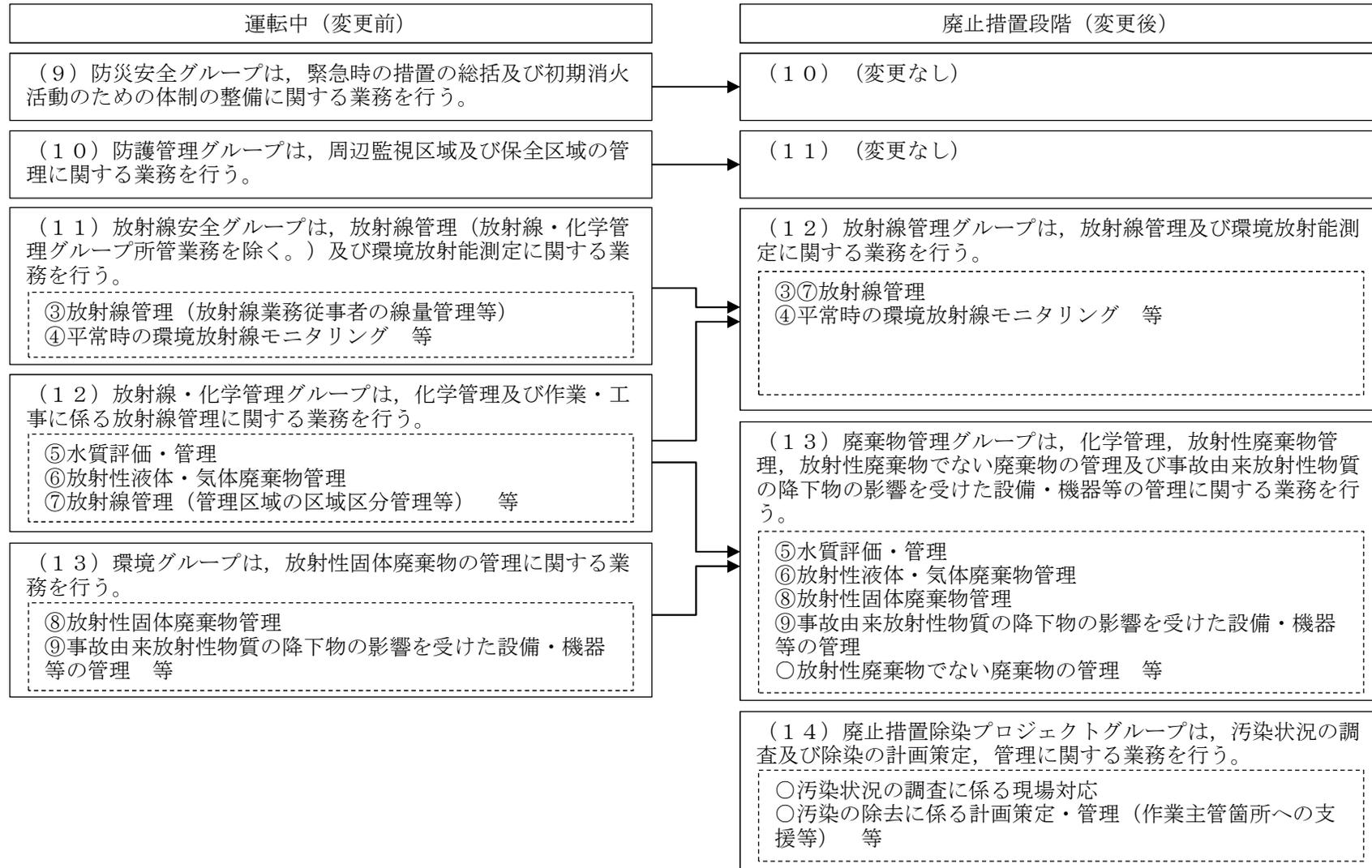
①～⑦：組織変更に伴い移行される業務，○：廃止措置に伴い新たに追加される業務，●：廃止措置に伴い削除される業務

第2表 廃止措置に伴う発電所組織及びその職務の移行について（2 / 7）



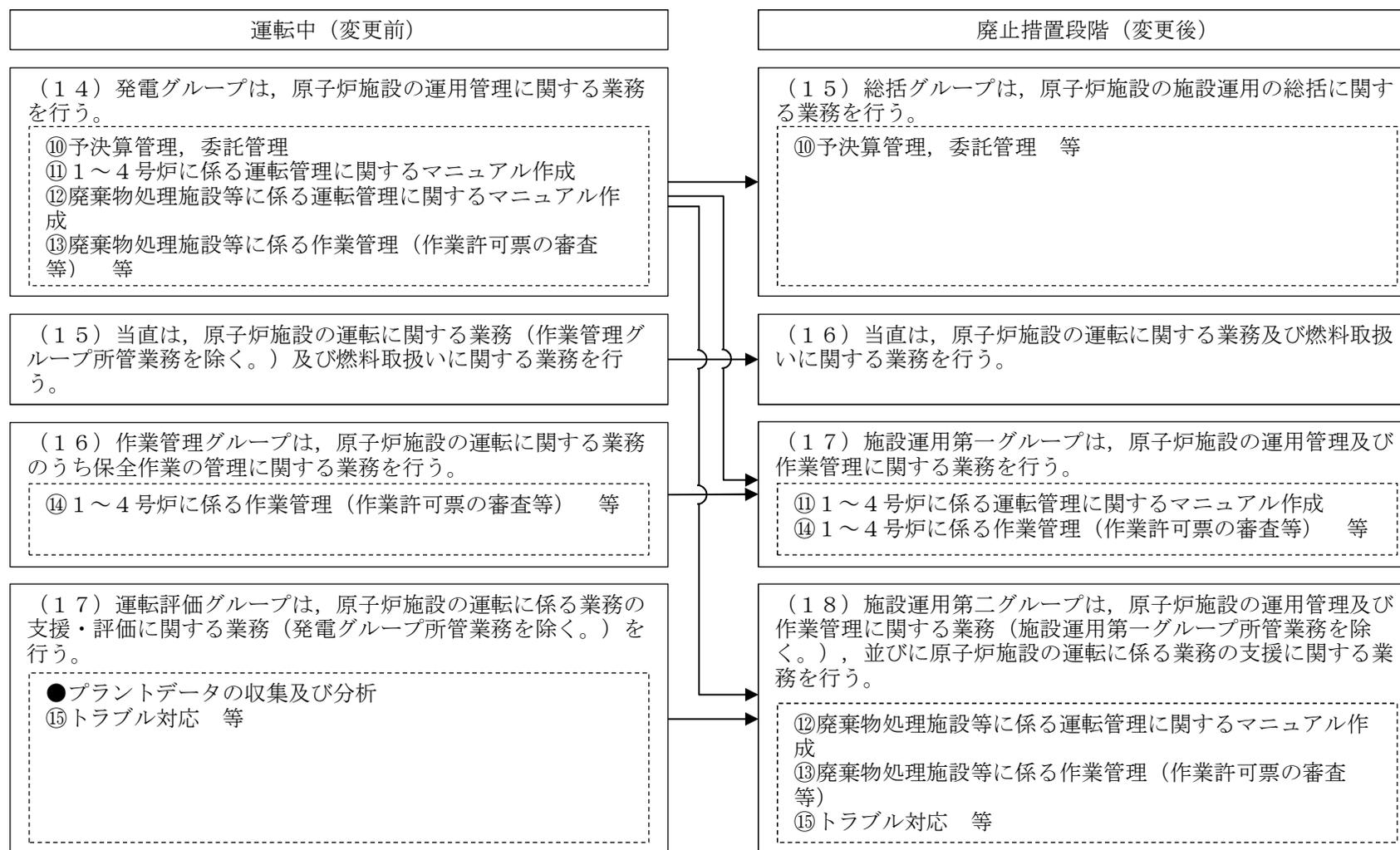
①～⑳：組織変更に伴い移行される業務，○：廃止措置に伴い新たに追加される業務，●：廃止措置に伴い削除される業務

第2表 廃止措置に伴う発電所組織及びその職務の移行について（3 / 7）



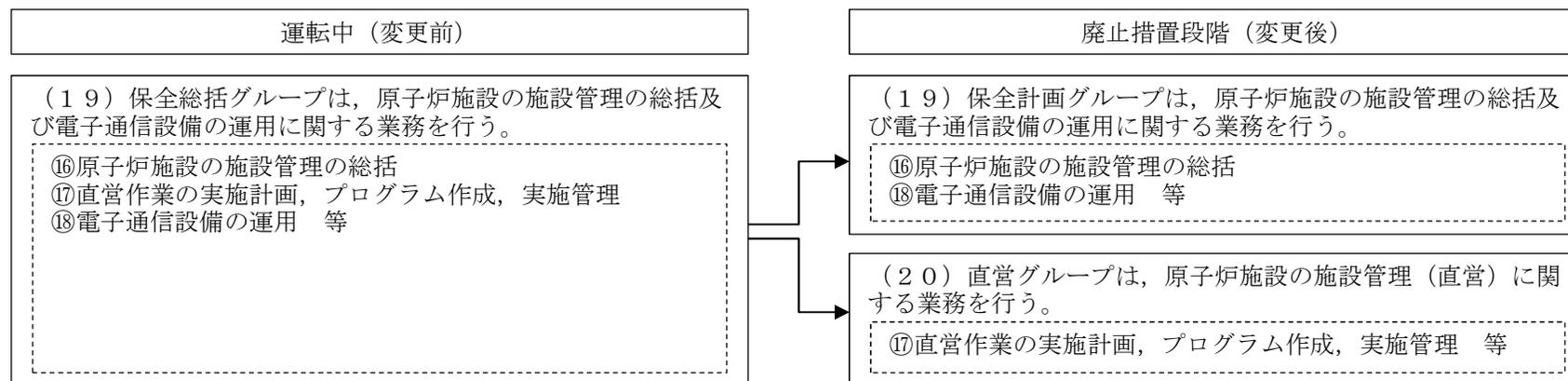
①～⑳：組織変更に伴い移行される業務，○：廃止措置に伴い新たに追加される業務，●：廃止措置に伴い削除される業務

第2表 廃止措置に伴う発電所組織及びその職務の移行について（4 / 7）



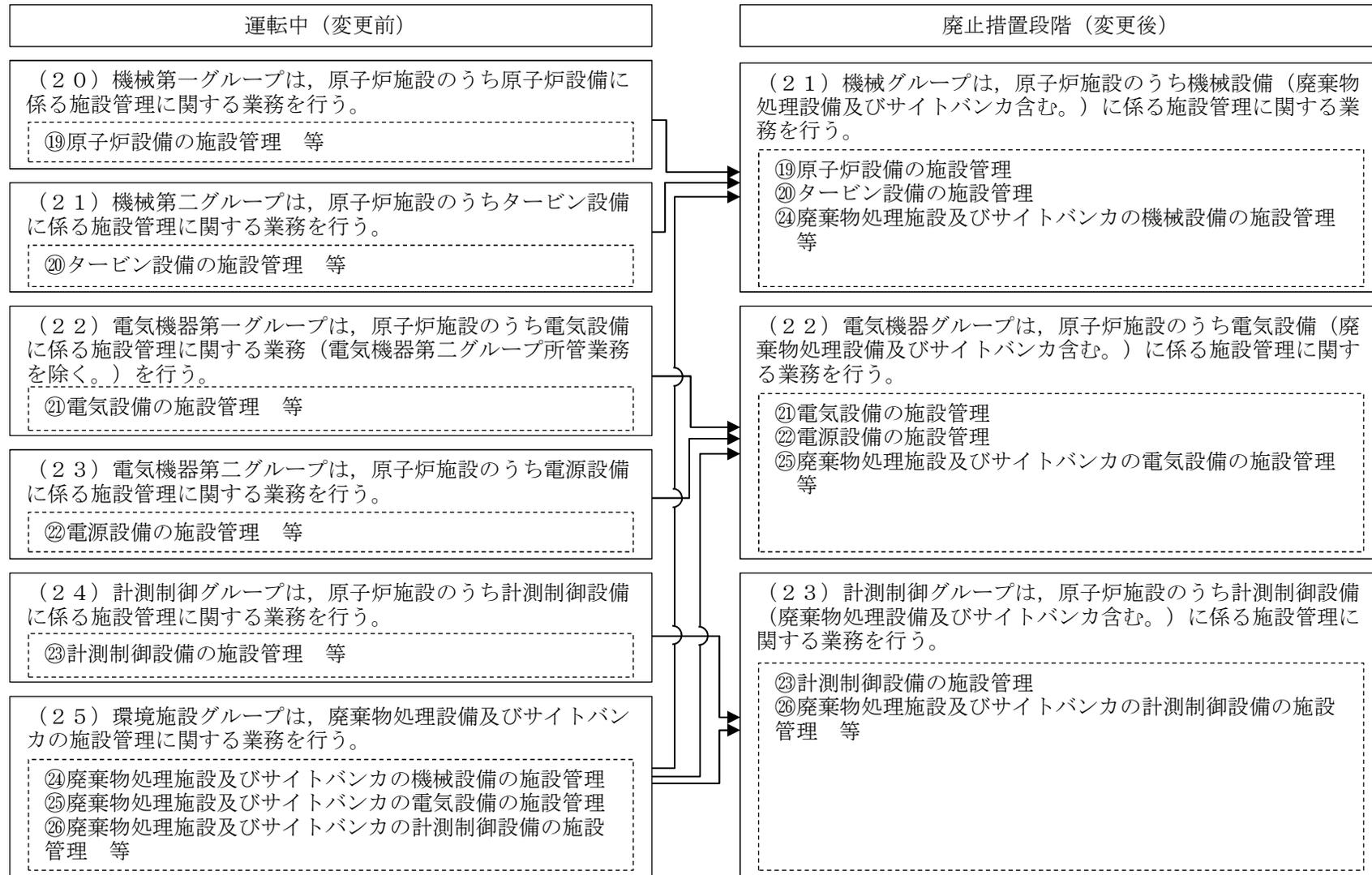
①～⑳：組織変更に伴い移行される業務，○：廃止措置に伴い新たに追加される業務，●：廃止措置に伴い削除される業務

第2表 廃止措置に伴う発電所組織及びその職務の移行について（5 / 7）



①～⑳：組織変更に伴い移行される業務，○：廃止措置に伴い新たに追加される業務，●：廃止措置に伴い削除される業務

第2表 廃止措置に伴う発電所組織及びその職務の移行について（6 / 7）



①～㉗：組織変更に伴い移行される業務，○：廃止措置に伴い新たに追加される業務，●：廃止措置に伴い削除される業務

第2表 廃止措置に伴う発電所組織及びその職務の移行について（7 / 7）

運転中（変更前）	廃止措置段階（変更後）
<p>（26）システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p>	<p>（24）（変更なし）</p>
<p>（27）原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物に係る施設管理及び原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●原子炉内部構造物の施設管理 ●原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括 等 </div>	<p>（廃止措置に伴い削除）</p>
<p>（28）改良工事プロジェクトグループは、原子炉施設のうち大型の改良工事に関する業務を行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●大型の改良工事に伴う設計検討，工事計画・管理 ㉞安全対策の検討及び工事計画 等 </div>	<p>（25）廃炉工事計画グループは、廃炉工事計画及び安全対策工事・廃棄物処理設備等の工事計画に関する業務を行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○解体撤去工事計画 ㉞安全対策の検討及び工事計画 ○廃棄物処理設備等の工事計画 等 </div>
<p>（29）土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p>	<p>（26）（変更なし）</p>
<p>（30）建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p>	<p>（27）（変更なし）</p>
<p>（31）発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p>	<p>（28）（変更なし）</p>

①～㉞：組織変更に伴い移行される業務，○：廃止措置に伴い新たに追加される業務，●：廃止措置に伴い削除される業務

保安規定第5条（保安に関する職務） 施設運用部各グループの職務の記載について

令和元年12月14日に開催された事業者ヒアリングでのコメントを受け、現在変更認可申請中の保安規定第5条（保安に関する職務）における施設運用部各グループの職務の記載について、明確にする目的で再度検討した結果、以下のとおり各グループの職務の記載について補正することとする。

補正前	補正後
<p>第5条（保安に関する職務） （中略）</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>（15）総括グループは、原子炉施設の運用管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>（17）施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び運転支援に関する業務を行う。</p> <p>（18）施設運用第二グループは、原子炉施設の運転に関する業務（当直所管業務を除く。）及び運用管理に関する業務（施設運用第一グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第5条（保安に関する職務） （中略）</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>（15）総括グループは、原子炉施設の<u>運用管理施設運用</u>の総括に関する業務を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>（17）施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び<u>運転支援作業管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>（18）施設運用第二グループは、原子炉施設の<u>運転に関する業務（当直所管業務を除く。）及び運用管理及び作業管理に関する業務（施設運用第一グループ所管業務を除く。）</u>、並びに原子炉施設の運転に係る業務の支援に関する業務を行う。</p> <p>（以下略）</p>